

アルミニウム製建具（コンクリート系下地および鉄骨下地） ③C種

1. 評価対象

「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標仕」という。）令和4年版16章2節に規定するアルミニウム製建具のC種とし、一般的な環境におけるビル用建具とする。したがって、新たに形材を製作するもの、金属カーテンウォール、防音サッシ等は、対象外とする。なお、耐風圧性、気密性および水密性の等級は、以下による。

細目	耐風圧性	気密性	水密性
①A種	S-4	A-3	W-4
②B種	S-5		
③C種	S-6	A-4	W-5

2. 品質・性能等

- 品質・性能について、「評価内容（別紙）」の項目を確認している。
- 主要な資材について、材質および資材メーカーから申請者の製造所への納入ルートを確認している。
- 性能について、実施要領に規定する試験機関による試験結果等で確認している。

3. 名簿の「詳細事項」に関する注意事項

- 材料の開閉方法による種類、性能等級等の詳細は、「評価名簿詳細事項」として掲載している。
- 「開閉方法による種類」、「引違い製作可能最大寸法」は、申請者の申請のとおり示している。
- 「性能等級」は、引違いの試験性能を示しており、引違いがない場合は、その他の代表的な開閉方法の試験性能を示している。
- 注意書きの「開閉繰返し性能 3万回」については、掃き出し窓について示している。

評価内容（別紙）

アルミニウム製建具（コンクリート系下地および鉄骨下地） ③C種	1
------------------------------------	---

項目		品質・性能	備考																			
付帯品	水切り、結露受け、ぜん板、額縁、ガラリ等の付帯品	必要に応じて取り付けられること。																				
材 料	アルミニウム合金押出型材	JIS H 4100																				
	アルミニウム板	材質	JIS H 4000																			
		厚さ	枠・かまち等に用いる場合は、1.5 mm以上																			
	ステンレス鋼板	材質	JIS G 4305による SUS304、SUS430J1L または SUS443J1																			
		厚さ	くつずりに使用する場合は厚さは1.5 mm以上																			
		表面仕上げ	くつずりは、HL																			
	補強材、力骨、アンカー等	鋼製（亜鉛めっき等の接触腐食の防止措置を講じたもの）またはアルミニウム合金																				
気密材、戸車、振れ止め、戸当たりの類	耐久性を有し、使用箇所に適したもの																					
小ねじ等	ステンレス製																					
形状・仕上げ	製品の寸法許容差・相対する辺寸法の差	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>対象部位</th> <th>寸法</th> <th>許容差 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">幅・高さ</td> <td>2,000未満</td> <td>± 1.5</td> </tr> <tr> <td>2,000以上 3,500未満</td> <td>± 2.0</td> </tr> <tr> <td>3,500以上</td> <td>± 2.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">枠見込</td> <td>120未満</td> <td>± 1.0</td> </tr> <tr> <td>120以上 150未満</td> <td>± 1.5</td> </tr> <tr> <td>150以上 200未満</td> <td>± 2.0</td> </tr> <tr> <td>200以上</td> <td>± 2.5</td> </tr> </tbody> </table>	対象部位	寸法	許容差 (mm)	幅・高さ	2,000未満	± 1.5	2,000以上 3,500未満	± 2.0	3,500以上	± 2.5	枠見込	120未満	± 1.0	120以上 150未満	± 1.5	150以上 200未満	± 2.0	200以上	± 2.5	
		対象部位	寸法	許容差 (mm)																		
		幅・高さ	2,000未満	± 1.5																		
			2,000以上 3,500未満	± 2.0																		
			3,500以上	± 2.5																		
		枠見込	120未満	± 1.0																		
	120以上 150未満		± 1.5																			
	150以上 200未満		± 2.0																			
	200以上		± 2.5																			
	幅・高さの相対する辺寸法の差	2,000未満	2以下																			
2,000以上 3,500未満		3以下																				
3,500以上		4以下																				
ガラスのはめ込みの構造	引違いおよび片引きの障子は、グレイジングチャンネルが使用できる構造とする。																					
網戸の取付け	外部に面する引違い窓および片引き窓は、容易に取り付けられる構造とする。																					
ガラス溝の寸法、形状等	[申請者の規定による。]																					
アルミニウムの表面処理（無着色または着色陽極酸化塗装複合皮膜）	JIS H 8602による種類B																					

項目		品質・性能	備考																														
形状・仕上げ	外部に面する建具の水抜き孔	網入り板ガラス、線入り板ガラス、合わせガラス及び複層ガラスを受ける下端ガラス溝には、径6mm以上の水抜き孔を2か所以上設ける。また、セッティングブロックによるせき止めがある場合には、セッティングブロックの中間に1か所追加する。																															
	加工・組立	<p>枠、くつずり、水切り板等のアンカー 建具に適したものとし、両端から逃げた位置から、間隔 500mm 以下であること。</p> <p>雨水浸入のおそれのある接合部の処置 その箇所に適したシーリング材または止水材を用いて止水処理を行うこと。</p> <p>枠および戸に付属品を取付けるための補強 必要に応じて、施されていること。</p> <p>複層ガラスを使用する場合の枠見込 形式が引違い・片引き・上げ下げ窓で、ガラスを複層ガラスとする場合は、枠の見込寸法を 100mm とすること。</p> <p>枠及び戸部材の接合部の処理 強固で、見え掛り箇所（ねじを含む。）は平滑であること。</p> <p>補強材を用いる場合の接触腐食に対する処置 施されていること。</p> <p>組立ての注意点 形状寸法、取合い等を正確に行い、特に雨仕舞い及び開閉具合に注意すること。</p>																															
性能	耐風圧性	<table border="1"> <tr> <td>耐風圧性による等級</td> <td>S-6</td> </tr> <tr> <td>最高圧力</td> <td>2800Pa</td> </tr> </table> <p>1. 加圧中に、戸のはずれおよび破壊が生じないこと。 2. 除圧後は、開閉に異常がなく、使用上の支障が生じないこと。 3. 変位またはたわみ率は、以下による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">部 位</th> <th>変位またはたわみ率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">召合せかまち、突合せかまち及び召合せ中骨と各部材に平行する方向の内のり寸法の変位</td> <td>1/ 70 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">枠、無目、方立など、戸の周辺に接する部材とかまちとの相対変位</td> <td>15mm以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無目、方立がある場合のたわみ率</td> <td>1/100 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">使用するガラスが6.8mm以上の場合のたわみ率</td> <td colspan="2">中棧及び中骨</td> <td>1/150 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">召合せかまち 突合せかまち</td> <td>中棧あり</td> <td>1/ 85 以下</td> </tr> <tr> <td>中棧なし</td> <td>1/100 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">召合せ中骨 枠付け中骨</td> <td>中棧あり</td> <td>1/ 85 以下</td> </tr> <tr> <td>中棧なし</td> <td>1/100 以下</td> </tr> </tbody> </table>	耐風圧性による等級	S-6	最高圧力	2800Pa	部 位		変位またはたわみ率	召合せかまち、突合せかまち及び召合せ中骨と各部材に平行する方向の内のり寸法の変位		1/ 70 以下	枠、無目、方立など、戸の周辺に接する部材とかまちとの相対変位		15mm以下	無目、方立がある場合のたわみ率		1/100 以下	使用するガラスが6.8mm以上の場合のたわみ率	中棧及び中骨		1/150 以下	召合せかまち 突合せかまち	中棧あり	1/ 85 以下	中棧なし	1/100 以下	召合せ中骨 枠付け中骨	中棧あり	1/ 85 以下	中棧なし	1/100 以下	
	耐風圧性による等級	S-6																															
最高圧力	2800Pa																																
部 位		変位またはたわみ率																															
召合せかまち、突合せかまち及び召合せ中骨と各部材に平行する方向の内のり寸法の変位		1/ 70 以下																															
枠、無目、方立など、戸の周辺に接する部材とかまちとの相対変位		15mm以下																															
無目、方立がある場合のたわみ率		1/100 以下																															
使用するガラスが6.8mm以上の場合のたわみ率	中棧及び中骨		1/150 以下																														
	召合せかまち 突合せかまち	中棧あり	1/ 85 以下																														
		中棧なし	1/100 以下																														
	召合せ中骨 枠付け中骨	中棧あり	1/ 85 以下																														
中棧なし		1/100 以下																															
気密性	<table border="1"> <tr> <td>気密性の等級</td> <td>A-4</td> </tr> <tr> <td>気密等級線</td> <td>A-4等級線</td> </tr> </table> <p>通気量が JIS A 4706 の 図-1 に規定する気密等級線以下であること。</p>	気密性の等級	A-4	気密等級線	A-4等級線																												
気密性の等級	A-4																																
気密等級線	A-4等級線																																

項目		品質・性能		備考	
性能 (続き)	水密性	水密性の等級	W-5	加圧中に JIS A 1517 に規定する枠外への流れ出し、しぶき、吹き出し、あふれ出しの状況が発生しないこと。	
		サッシ前後の圧力差	500Pa		
	開閉力	戸が円滑に開く及び閉じること。			
	開閉繰返し	開閉に異常がなく、使用上支障が生じないこと。			
	戸先かまち強さ (スライディングの場合に適用)	面内方向のたわみ	1mm 以下		
		面外方向のたわみ	3mm 以下		
遮音性 [付帯性能]	[申請者の規定による。]				
断熱性 [付帯性能]	[申請者の規定による。]				
試験方法	1. 耐風圧性試験は、JIS A 4706 の「9.4 耐風圧性試験」または JIS A 4702 の「9.7 耐風圧性試験」による。 2. 気密性試験は、JIS A 4706 の「9.5 気密性試験」または JIS A 4702 の「9.8 気密性試験」による。 3. 水密性試験は、JIS A 4706 の「9.6 水密性試験」または JIS A 4702 の「9.9 水密性試験」による。 4. 開閉力試験は、JIS A 4706 の「9.2 開閉力試験」または JIS A 4702 の「9.4 開閉力試験」による。なお、載荷荷重は 50N とする。 5. 開閉繰返し試験は、JIS A 4706 の「9.3 開閉繰返し試験」または JIS A 4702 の「9.5 開閉繰返し試験」による。なお、開閉回数は、一般の窓の場合は 1 万回以上、掃出し窓の場合は 3 万回以上とする。 6. 戸先かまち強さ試験は、JIS A 1522 JIS A 4706 の「9.7 戸先かまち強さ試験」による。なお、載荷荷重は 50N とする。 7. 遮音性試験は、JIS A 4706 の「9.8 遮音性試験」または JIS A 4702 の「9.10 遮音性試験」による。 8. 断熱性試験は、JIS A 4706 の「9.9 断熱性試験」または JIS A 4702 の「9.11 断熱性試験」による。 なお、断熱性能を計算による場合は、JIS Q 1000 および JIS Q 17050-1 による自己適合宣言書を提出する。 9. 試験体は「引違い」とし、寸法は W 1800mm × H 1700mm 程度とする。ただし、申請品に「引違い」がない場合は、シリーズを代表する建具とする。 10. 開閉繰返し試験の試験体は、A種、B種、C種それぞれの製品シリーズのうち、耐風圧性が一番低い申請品とする。また、引違い戸の試験対象障子は、内障子とする。 11. 形材の形状により別途試験が必要と判断されるときは、当協会と協議する。				